

福岡広域都市計画地区計画の決定（志免町決定）

都市計画志免赤坂地区地区計画を次のように決定する。

名称		志免赤坂地区地区計画			
位置		志免町大字志免字赤坂、字松浦、字坂ノ下、字奈良ガ元及び字新貝の各一部 志免中央二丁目及び東公園台一丁目の各一部			
面積		約 8. 7 h a			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		本地区は、志免町役場から 6 0 0 m 東に位置しており、重要文化財である竪坑櫓と志免町総合福祉施設シーメイトが立地する公共性の高い地域である。 本町では、「志免町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」において、地域資源を活用し、交流人口の増加及び交流型産業の創出を図ることとしている。そこで、これを達成するとともに、周辺の住環境とも調和のとれた街区形成を行うため、地区計画を定める。		
	土地利用の方針		本地区を A 地区と B 地区の 2 地区に区分し、A 地区は文化交流拠点として、B 地区は文化交流拠点に隣接する地区として、それぞれ周辺の住宅地と調和のとれたまちづくりを図る。		
	建築物等の整備方針		隣接する住宅地との共生を図るため、また、本地区の竪坑櫓をはじめとする文化財の価値を損なわないようにするため、建築物等の用途及び形態・意匠を制限する。		
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A 地区	B 地区
			地区の面積	約 8. 2 h a	約 0. 4 h a
		建築物等の用途制限		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 一 住宅 二 建築基準法別表第 2 (い) 項第 2 号に定める兼用住宅 三 共同住宅、寄宿舍又は下宿	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 一 寄宿舍又は下宿 二 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 三 自動車教習所

		<p>四 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</p> <p>五 自動車教習所</p> <p>六 建築基準法別表第2(に)項第2号に定める工場</p> <p>七 建築基準法別表第2(に)項第6号に定める畜舎</p>	<p>四 建築基準法別表第2(に)項第2号に定める工場</p> <p>五 建築基準法別表第2(に)項第6号に定める畜舎</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の形態及び意匠は、美観、風致等に配慮したものとする。	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

別紙記載のとおり